

共用型指定認知症対応型通所介護サービス重要事項説明書

＜R7.4.1＞

お客様(お客様のご家族)が利用しようと考えている居宅介護サービス事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問ください。

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会	
設立年月日	平成17年4月1日	
電話及びFAX	電話 0796-39-2050 / FAX 0796-39-2150	
代表者名	森 脇 修	
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1 (香美町香住地域福祉センター内)	
事業所の名称等	事業所の名称	社会福祉法人香美町社会福祉協議会 香住ふれ愛介護センター認知症対応型共同生活援助 事業所「かがやき」
	センターの所在地	兵庫県美方郡香美町香住区無南垣96番地
	センターの名称	グループホーム「かがやき」
法人の理念	ささえあい安心して暮らせるまちづくり	
介護の理念	その方が、その方として、その方らしく、お暮らしになれるようにいつまでもお支えし続けます。	
他の介護保険関連の事業	1) 居宅介護支援事業・介護予防支援事業 2) 訪問介護事業・自立援助訪問型サービス事業 3) 訪問入浴介護事業 4) 通所介護事業・自立援助通所型サービス事業 5) 認知症対応型共同生活援助事業	
他の介護保険以外の事業	1) 介護予防・地域支えあい事業 2) 障害者訪問入浴事業 3) 障害福祉訪問介護事業 4) 障害者(児)相談支援事業 5) 軽度生活援助事業 6) ナイトケアサービス事業 7) 小地域たすけあい事業 8) ボランティア推進事業 9) 総合相談事業	

2. 通所介護サービスを担当する事業所について

事業所名	社会福祉法人香美町社会福祉協議会 香住ふれ愛介護センター認知症対応型共同生活援助事業所「かがやき」
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区無南垣96番地
連絡先	電話 0796-38-1500 / FAX 0796-38-1501
管理者氏名	中村 龍生
営業日	通常月曜日～金曜日(12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前8時45分～午後4時45分
事業所指定番号	指定事業者番号(2874500370) 指定年月日(平成28年3月1日)
事業開始時期	平成28年4月1日
利用定員	3名(地域密着型通所介護)
施設概要	香美町の所有建物 木造平屋建 延床面積368.27㎡
サービスを提供する実施地域	兵庫県美方郡香美町区域

事業の目的・方針	(目的) 要介護または要支援状態にあるお客様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びにお客様の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。 (方針) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等、日常生活上必要な世話をを行います。また、サービスの実施にあたっては、他のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
緊急対応等	事業所の従事者は、通所介護の実施中にお客様の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、その指示を受け対応します。
事故発生時の対応等	サービスの提供により、事故が発生した場合は、市町、お客様、お客様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。(当事業所では、車両事故、火災、応急手当に関する対応方法を定めています)
防犯防災設備 避難設備等の概要	① 非常災害に備えて、管理者は、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、火気、消防等についての責任者を定め、年1回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。 ② 避難等案内板、火災報知器、けむり探知機を設置しています。 ③ 警備保障会社との契約を行い、火災報知器受信盤の監視、警報受信時における消防機関への通報、緊急対応(初期消火等)の24時間の監視、盗難及びその他の不法行為の予防、もしくは、早期発見並びに被害の拡大防止を行っています。(警備開始から解除の間)
損害賠償責任保険 加入先	あいおい・ニッセイ同和損害保険株式会社
補償の概要	内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡ください。

3. 当事業者の管理者及び従業者について

お客様へのサービス提供の管理者は、上記のとおりです。サービスについてのご相談やご不満がありましたら、どんなことでもお寄せください。

① 指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する当事業所の従業者は、次のとおりです。

職員の職種	員 数	常 勤	非 常 勤	保有資格	研修会受講等 内 容
		専 従 兼 務	専 従 兼 務		
施設長 (管理者)	1人	1		社会福祉士、介護福祉士、 介護支援専門員、社会福祉主事	当事業の認可基準に基づく、 認知症介護実務者基礎研修 及び同研修の専門研修(実践 リーダー研修)修了、管理者研 修修了
介護従事者	9人	7	2	介護福祉士、 2級ヘルパー	

② お客様に通所介護サービス事業を提供する当事業所の従業者は、身分証明書を携行し、初回訪問時及びお客様やご家族から求められた際は、いつでも提示します。

4. サービス内容

① サービス提供の手順は、次のとおりです。

サービス提供の手順	お客様の申込み→被保険者証の確認→重要事項説明書による説明・同意→契約の締結→身体状況の把握(居宅介護支援事業所・医療機関との連携による)→面談・通所介護計画の作成→サービスの提供→サービス提供記録の整備→領収書の発行→終了 ※サービス提供時においては、関係者との連携、事故発生時の対応、苦情対応等を行います。
-----------	---

② 次の中から選択されたサービスを「通所介護サービス計画」に沿って提供します。

サービス種類	サービス内容
食事 (食事代は個人負担となります)	お客様の身体の状態を考慮した食事の提供を行います。また、必要な場合は食事介助を行います。
入 浴	お客様の身体の状態に応じて、入浴の見守りや介助を行います。
排泄介助	お客様の身体の状態に応じて、必要な排泄の介助を行います。
口腔機能向上	口腔機能の低下しているお客様に対して、口腔清潔、摂食、嚥下機能の向上等を図るためのサービスを取り入れて実施します。
送 迎	自宅からグループホーム「かがやき」まで車による送迎を行います。
生活相談、レクリエーション	グループホーム「かがやき」で楽しく生活していただけるよう、レクリエーションを取り入れたり、生活上のご相談に応じます。

5. サービス利用料金(地域密着型)

① 通所介護サービス(共通的サービス)の利用料金(1回あたり)

サービス提供時間	要介護度	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	2,670円	267円	534円	801円
	要介護2	2,770円	277円	554円	831円
	要介護3	2,860円	286円	572円	858円
	要介護4	2,950円	295円	590円	885円
	要介護5	3,050円	305円	610円	915円
4時間以上5時間未満	要介護1	2,790円	279円	558円	837円
	要介護2	2,900円	290円	580円	870円
	要介護3	2,990円	299円	598円	897円
	要介護4	3,090円	309円	618円	927円
	要介護5	3,190円	319円	638円	957円
5時間以上6時間未満	要介護1	4,450円	445円	890円	1,335円
	要介護2	4,600円	460円	920円	1,380円
	要介護3	4,770円	477円	954円	1,431円
	要介護4	4,930円	493円	986円	1,479円
	要介護5	5,100円	510円	1,020円	1,530円
6時間以上7時間未満	要介護1	4,570円	457円	914円	1,371円
	要介護2	4,720円	472円	944円	1,416円
	要介護3	4,890円	489円	978円	1,467円
	要介護4	5,060円	506円	1,012円	1,518円
	要介護5	5,220円	522円	1,044円	1,566円
7時間以上8時間未満	要介護1	5,230円	523円	1,046円	1,569円
	要介護2	5,420円	542円	1,084円	1,626円
	要介護3	5,600円	560円	1,120円	1,680円
	要介護4	5,780円	578円	1,156円	1,734円

	要介護5	5,980円	598円	1,196円	1,794円
8時間以上9時間未満	要介護1	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	要介護2	5,590円	559円	1,118円	1,677円
	要介護3	5,780円	578円	1,156円	1,734円
	要介護4	5,970円	597円	1,194円	1,791円
	要介護5	6,180円	618円	1,236円	1,854円

② 加算料金

加 算 対 象	料 金	お客様負担料金	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円 / 1日	1割	6円
		2割	12円
		3割	18円
入 浴 介 助	400円 / 1回	1割	40円
		2割	80円
		3割	120円
口腔機能向上	1,500円/1回(月2回まで)	1割	150円
		2割	300円
		3割	450円
科学的介護推進体制加算	400円 / 1月	1割	40円
		2割	80円
		3割	120円
若年性認知症利用者受入加算	600円/1日	1割	60円
		2割	120円
		3割	180円
延長加算(9時間以上～10時間未満)	500円/1日	1割	50円
		2割	100円
		3割	150円
介護職員処遇改善加算(V)	毎月の算定料金の12.3%	負担割合証に基づく	

注1)介護職員処遇改善加算(V)は、介護における雇用と人材確保を目的として、本会が実施するサービスに算定をさせていただきます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

	お客様負担料金
食費(食材料費及び調理費)	770円 / 1回
おむつ代	おむつの種類により 実費 / 1枚
衣類等の洗濯サービス	来所時に着ていた衣類やタオルの洗濯 200円 / 1回
交通費(香美町以外)	通常の実施地域を超えた地点を起点とした距離に応じ 片道10km未満 1,000円 片道10km以上15km未満 1,500円 片道15km以上 5km未満まで増すごとに500円加算

注2)「通所介護サービス利用料金」に掲げる「お客様負担金額」は、料金の1割を例示しています。負担割合証に基づき利用料はいただきます。

注3)お客様の都合でキャンセルされる場合には、できるだけサービス利用の前日午後5時15分までにご連絡ください。前日午後5時15分以降のキャンセルは、お客様負担金の100%を申し受けることになりますので、ご了承ください。

(但し、お客様の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)

注4)お客様のご都合で9時間以上のご利用も可能です。その場合10時間未満までは50単位(50円)を所定料金に加算します。(但し、午後6時00分を限度とします。)

注5)この料金体系は今後変更することがあります。その場合は事前に文書でお示しします。

注6)お客様が、まだ要介護認定を受けていない場合の利用料金

① サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払いといいます)

ただし、「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は現物給付となります。

② 認定が「自立」の場合は全額自己負担となります。また、要支援もしくは要介護の認定を受けていても、「居宅サービス計画」が作成されていない場合は償還払いとなり、いったん金額の全額をお支払いいただきます。

償還払いの場合は、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行します。

6. 料金の支払い時期と支払い方法

利用料、その他の費用の請求	① 利用料、その他の費用は、お客様負担がある場合に、利用の月ごとにその合計額を請求します。 ② 請求書は、利用明細を添えて、お客様宛にお届けいたします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
利用料、その他の費用の支払い	① 請求書を受け取られましたら、お渡しするお客様控えと内容を照合の上、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法を選択した上でお支払いください。 ☐ お客様指定口座からの自動振替 郵便局以外で、香美町内の金融機関に所有されるお客様の口座から自動振替するために別紙届出書の提出が必要です。 ☐ 事業者指定口座への振込み 但馬銀行 香住支店 普通口座 7112046 口座名義 社会福祉法人香美町社会福祉協議会 会長 森脇 修 ☐ 現金支払い ② お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しますので、必ず保管していただきますようお願いいたします。

7. その他事業者の責務

個別サービス計画	当事業所は、お客様の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、お客様の個別支援計画を作成し、お客様に説明したうえでこれに従って、サービスを提供します。
サービス提供内容の記録	お客様に提供したサービス内容の記録は、お客様の要介護認定等の満了日から2年以上保管します。記録については、お客様とご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。
秘密保持と個人情報(プライバシー)の保護	当事業所及び従事者がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等でお客様もしくはご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。
虐待の防止	お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者：管理者 中村龍生 (2) 成年後見制度の利用を支援します。 (3) 苦情解決体制を整備しています。 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

身体拘束	原則としてお客様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、お客様、又はご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。 また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。 (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。 (2) 非代替性…身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。 (3) 一時性…お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
------	--

8. 苦情相談機関

苦情相談窓口	担当者氏名： 中村 龍生 (TEL0796-38-1500/fax0796-38-1501)		
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名	香美町福祉課	
	電 話	0796-36-1111	FAX 0796-36-3809
	受付時間	8:30～17:15 月～金	
	機 関 名	兵庫県国民健康保険団体連合会	
	電 話	078-332-5617	FAX 078-332-5650
	受付時間	9:00～17:15 月～金 (12月29日から1月3日を除く)	
第三者委員	担当者	役職名	

9. 重要事項を説明した年月日・時間

この重要事項説明書の説明場所・年月日及び時間	場所				
	令和	年	月	日	(時 分)

※ なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、お客様にその内容を文書にて通知し、口頭にて説明します。

サービスの提供開始にあたり、本重要事項説明書、および別紙重要事項説明書にもとづく重要な事項をお客様に対して説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 社会福祉法人香美町社会福祉協議会

香住ふれ愛介護センター認知症対応型共同生活援助事業所「かがやき」

共用型指定認知症対応型通所介護事業

所 在 地 兵庫県美方郡香美町香住区無南垣96番地

代 表 者 森脇 修 印

管 理 者 松岡 聖史

説 明 者 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(お客様) 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印

<令和6年10月1日改定>

認知症対応型通所介護事業所

デイサービス「かがやき」 重要事項説明書

社会福祉法人 香美町社会福祉協議会